

令和4年 第9回  
教育委員会臨時会会議録

令和4年3月28日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2585号  
令和4年第9回臨時会

日 時 令和4年3月28日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子

「欠席者」	委 員	山 内 慶 太
-------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 弘
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	大 石 哲 奈

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 2 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 3 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 4 港区立みなと図書館処務規程の廃止について
- 5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 6 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について

- 9 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 10 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 11 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 12 港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 13 港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 14 港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 15 港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 16 港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 17 港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 18 港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

## 日程第2 報告事項

- 1 令和4年度予算特別委員会の総括質問について
- 2 港区スポーツセンター競技場2及び競技場3の臨時休止期間の短縮について
- 3 寄付の受領について
- 4 令和3年度MINATOMリズムダンスフェスタの結果について
- 5 令和3年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 6 後援名義等の2月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 10 図書館の2月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の2月行事実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 13 みなと科学館の2月利用状況について
- 14 4月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは、時間になりましたので、ただいまから、令和4年第9回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、中村委員にお願いをいたします。

まず、本日の運営について、お諮りをいたします。

審議事項のうち、審議事項第5から第8までの4件は規則改正について、及び第9から第18までの10件の基本協定書の一部変更については改正理由等が共通しているため、それぞれ一括して説明を受けてから質疑を行います。採決は1件ずつ行うこととします。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 異議がないようですので、審議事項第5から第8まで、及び第9から第18までにつきましては、港区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づきまして、それぞれ一括して説明を受けた後に質疑応答を行い、その後1件ずつ採決をすることといたします。

日程第1 審議事項

1 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。議案第31号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第31号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」ご審議いただきます。

資料1の2ページ目を御覧ください。第7条の表、生涯学習スポーツ振興課の項、第10号に第11号として、「MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整に関すること。」を加えます。

資料1-2は、新旧対照表です。

資料1-3を御覧ください。1の「改正理由」です。東京2020大会後も、MINATOシティハーフマラソンを地域コミュニティの活性化、企業連携の更なる推進、港区への愛着と誇りを醸成する機会の創出につながるよう継続して開催していくため、事業の主管部署をこれまでの企画経営部オリンピック・パラリンピック推進担当から、スポーツを所管する教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課に変更いたします。

2の「改正内容」は、「MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整に関すること。」の分掌事務への追加です。

3の「施行期日」は、令和4年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第31号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第31号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

## 2 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第32号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第32号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」ご審議いただきます。

資料2の2枚目を御覧ください。1ページ目、第2条の表、教育推進部の部、第7条の表、生涯学習スポーツ振興課の部。2ページ目は、図書文化財課の部、第7条の2の見出し、第7条の2の表、教育人事企画課の部を改めるものになります。

資料2-2は、新旧対照表です。

資料2-3を御覧ください。令和4年度の組織改正及び事業の主管部署の変更、その他規程の整備に伴いまして、港区教育委員会事務局組織規程の一部を改正いたします。

1の「改正理由」です。図書文化財課の組織改正です。令和4年4月、三田図書館の改築・移転及びみなと図書館への指定管理者制度導入に伴いまして、組織を統合、再編いたします。

2ページを御覧ください。(2)のMINATOシティハーフマラソンに関わる区の主管部署の変更です。企画経営部オリンピック・パラリンピック推進担当から、スポーツの所管である生涯学習スポーツ振興課に変更いたします。

その他規程整備です。教育人事企画課が所管する学校職員の職名をより適切な表記となるように修正いたします。

2の「改正内容」です。第2条におきまして、利用者支援係と学校支援担当を統合して、図書館支援係といたします。第7条の分掌事務を組織改正に合わせ、整備いたします。

(2)です。第7条のスポーツ振興係とスポーツ企画担当の分掌事務に「MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整に関すること。」を追加いたします。

(3)です。第7条の2、見出し中の修正とともに、教育人事企画課の分掌事務における「都費非常勤職員」の表記を「都費会計年度任用職員」に変更いたします。併せて教育人事企画課教職員人事係の分掌事務、第6号に「会計年度任用講師」を追加いたします。

「施行期日」は、令和4年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第32号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第32号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

### 3 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第33号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第33号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」ご審議いただきます。

資料3の2ページ目を御覧ください。港区教育委員会公印規則の一部を改正いたします。

資料3-2は、新旧対照表です。

資料3-3を御覧ください。「改正理由」です。令和4年4月1日から、港区立みなと図書館が指定管理者による運営に変更となることに伴いまして、港区教育委員会公印規則に定められたもののうち、一部を削除いたします。また、図書文化財課の専用印を新たに作成いたします。

2の「改正内容」です。「港区立図書館長印」及び「港区立図書館割印」を削除し、「専用港区教育委員会印」及び「専用港区教育長印」を加えます。

3の「施行期日」は、令和4年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第33号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第33号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

### 4 港区立みなと図書館処務規程の廃止について

○教育長 次に、議案第34号「港区立みなと図書館処務規程の廃止について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 議案第34号「港区立みなと図書館処務規程の廃止について」説明いたします。

本日付議案資料ナンバー4-2を御覧いただけますでしょうか。「審議内容」です。港区立みなと図書館が指定管理者による管理運営となるため、港区立みなと図書館処務規程を廃止します。

項番1「廃止理由」です。令和4年4月1日に港区立みなと図書館が指定管理者による管理運営となり、教育委員会が組織及び運営等に関する事項を定める必要がなくなるため、港区立みなと図書館処務規程を廃止します。

「施行期日」です。令和4年4月1日です。

4-1にある、みなと図書館処務規定の廃止の案文をつけております。なお、参考資料として、議案資料4-3で現在の処務規定の全体の文をつけております。みなと図書館の組織について、直営であるため、こういう形で規定をしておりますけれども、指定管理者制度が導入されますので、今回これを廃止するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第34号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第34号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

- 5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 6 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第35号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」から議案第38号「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について」までを順次説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 議案第35号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」。また、議案第36号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」。議案第37号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」及び、議案第38号「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について」の4案につきまして、一括して説明をさせていただきます。資料は、議案資料ナンバー5、6、7、8とございます。

それでは、一番後ろにつけてございます資料ナンバー5-3を用いまして、説明を行わせていただきますので、そちらを御覧ください。

初めに、項番1「趣旨」でございます。不妊治療休暇の導入のため、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正について、1月の本教育委員会にてご審議いただき、決定したところでございます。その後、区議会第1回定例会に議案を提出し、可決されました。また、区長部局、人事課の方においても「港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」と「港区職員の育児休業等に関する条例」の一部改正を提出し、可決されたところでございます。勤務時間条例では、特別休暇に関し、内容や期間などは規則で定めるとされていることから、今回、不妊治療休暇の取得要件等を定めるため、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」を一部改正いたします。これに合わせまして、会計年度任用講師につきましても、不妊治療休暇を導入するとともに、国などと同様の制度にするために規則等を改正したいと考えております。

続いて、項番2を御覧ください。「改正する規則及び規程並びに主な改正内容」について、説明をさせていただきます。一つ目に、「港区幼稚園教育職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」についてでございます。こちらでは、他の特別休暇と同様、不妊治療休暇の取得要件や日数等を規定しております。要件につきましては、不妊治療休暇のために通院等をする場合といたします。日数につきましては、1会計年度当たり5日。ただし、体外受精や顕微授精を実施する場合は、より頻繁に通院等が必要とされているため、合計10日間といたします。休暇の取得は1日、または1時間単位とした取得も可能としたいと考えております。

二つ目は、「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部を改正する規則についてでございます。この規則は、会計年度任用講師に関する規則となっております。常勤職員と同様、特別休暇に不妊治療休暇を追加いたします。また、育児参加休暇につきまして、常勤職員は既に取得対象となっておりますが、現在会計年度任用講師は対象となっております。これを国等が非常勤も対象とする改正を実施していることから、今回、会計年度任用講師も対象にする改正を実施したいと考えております。

三つ目、「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則」の一部を改正する規則です。こちらは、不妊治療休暇、妊出産休暇及び育児参加休暇を取得した際の給与の扱いを有給とする改正を行いたいと考えております。妊娠出産休暇につきましては、現在、会計年度任用講師の方が取得する場合は無給となっております。先程と同様、これを国等有給とする改正をしておりますので、会計年度任用講師につきましても、同様に改正するものでございます。

四つ目、「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程」についてでございます。こちらでは、不妊治療休暇を取得したときの出勤簿上の表示を「出サ」と「出生サポート」とすることを規定いたします。現在常勤職員につきましては、システムで出退勤の管理や出張、休暇等を行っております。実際に不妊治療休暇を取得しようとする際の、直接的な名称を使用することへの視覚的、心理的な抵抗感をなくすために、今回「出生サポート」という名称を使用し、運用したいと考えております。



最後に、項番3「施行期日」です。施行日は、令和4年4月1日といたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、順次採決に入ります。議案第35号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第35号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第36号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第36号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第37号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第37号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第38号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第38号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

9 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について

10 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

11 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について

12 港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

13 港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

14 港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

15 港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

16 港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

17 港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

18 港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

○教育長 次に、議案第39号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について」から議案第48号「港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の一部変更」に

ついて」までを順次説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について、一括してご説明いたします。

本日付議案資料ナンバー9-3を御覧になっていただきたいと思います。本件は、施設における指定管理者制度の運用について、民間事業者のノウハウを発揮した区民サービスの更なる向上を図るため、事業者が公募に参加しやすい環境整備を行うよう、港区立生涯学習センターの管理運営に関する協定書等の一部変更をすることについて、ご審議いただくものでございます。

項番1「経緯」でございます。教育委員会では、平成25年度に指定管理料の清算方法等を明確にし、光熱水費及び修繕費の余剰金に加え、人件費の余剰金、事業運営費及び施設管理経費における再委託の落差金については、指定管理者の経営努力による経費節減と認められないことから、教育委員会へ返還することといたしました。

一方で、指定管理者は、サービス水準が同等でより費用が安い事業者を探し、再委託先としても、当初予定額との落差金を教育委員会に返還することになり、指定管理者にとっては経費縮減、運営の工夫への動機づけが働かなくなります。また、他自治体では、港区で適用している人件費、また修繕費の清算はもとより落差金の返還は行っておらず、民間事業者にとっては、港区の指定管理者制度への参入意欲の低減につながる恐れがあります。

項番2「改正内容」です。区民サービスの更なる向上を図るため、全庁的に指定管理者制度の運用見直しをいたしまして、指定管理料の清算対象経費のうち、事業運営費や施設管理経費における再委託の落差金については、指定管理者の経費縮減の動機づけとなるため、清算を不要といたします。なお、再委託の金額につきましては、毎年の指定管理料の予算査定において、実績を踏まえて精査いたします。

次、裏面を御覧ください。項番3「基本協定書の一部変更する施設」でございます。港区立生涯学習センターをはじめ、記載のとおりでございます。

項番4「変更内容」についてです。資料ナンバー9-2の新旧対照表のとおりでございます。なお、他施設の新旧対照表については、それぞれ議案の2枚目につけてございます。

項番5「施行期日」は、令和4年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、順次採決に入ります。議案第39号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第39号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第40号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第40号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第41号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第41号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第42号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第42号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第43号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第43号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第44号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第44号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第45号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第45号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第46号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第46号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第47号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第47号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第48号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第48号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第2 報告事項

### 1 令和4年度予算特別委員会の総括質問について

○教育長 日程第2、報告事項に入ります。「令和4年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 去る3月31日、令和4年度予算特別委員会総括質問がございました。5名10問の質問がございました。教育長答弁について、ご報告いたします。

報告資料ナンバー1を御覧ください。3ページ目になりますが、まず「心豊かな都心を形成する港区のスポーツ行政について」ということで、運動する場所の確保についての質問です。教育長の姿勢を伺うというものでございます。

教育長の答弁です。「コロナ禍の中、また東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、区民の健康、スポーツへの関心はより高まっております。また私自身もスポーツをすることで得られる達成感や成長を実感できる喜びを十分に認識しており、誰もが身近な場所でスポーツに取り組むことができる環境づくりが重要だと考えております。

スポーツ施設の需要が特に高い赤坂地区でのスポーツ施設整備、本年4月開校の区立芝浜小学の施設開放を行うとともに、都心区である港区が運動する場を確保するため、既存施設の更なる活用拡大、区内大学や企業への働きかけ、大規模開発の計画段階からの働きかけなど、区長部局とも連携を密にし、今まで以上に強い意欲と決意を持ち、スポーツができる環境の充実に取り組んでまいります」と答弁しております。

もう1本報告いたします。5ページを御覧いただきたいと思います。1の「イノベーション人材を生み出すための教育について」ということで、多様な進路選択の在り方という質問です。

質問者は、「子どものうちから様々な職業を知り、直接学ぶ体験を全ての学校の児童・生徒向けに提供してはどうか」と。例えば「職業見本市」というものを例に出しながら、色々なキャリアを歩んだ先輩の話を自由に聞けるブースをつくったり、港区出身のアーティストのライブが聴けたりするようなイベント。数十種類の職業の方からも直接話を聞ける「オンラインキャリア教育」を全区的に広げるのはどうだろうか。自分の進路選択について、主体的に考えるきっかけを提供するために、区としてキャリア教育を充実させることについての考えを問うということです。

教育長の答弁です。「現在、小学校では、自らの役割や働くことへの理解を深めるため、様々な職業を持つ方の話を聞く機会を設けております。中学校では、職場体験等の直接体験のほか、複数の企業とオンラインで接続し、多様な職業や生き方に関する価値観を学ぶ取組を進めており、これまでに以上に多くの業種の方と関わることができ、生徒の進路選択の幅が広がっております。

さらに、知的障害のある児童・生徒についても、企業と連携した体験学習を来年度は全ての特別支援学級に広げ、児童・生徒が自分の適性を知り、将来の自立や社会参加に必要な力を身につけることができるようにいたします。今後も、将来に向けて子どもたち自身が自らの役割と社会との関わりを見出し、豊かな人生を送れるよう、多様なキャリア教育を推進してまいります」という答弁

をしております。

その他ありますけれども、ご一読いただきたいと思います。報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

## 2 港区スポーツセンター競技場2及び競技場3の臨時休止期間の短縮について

○教育長 それでは、次に「港区スポーツセンター競技場2及び競技場3の臨時休止期間の短縮について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「港区スポーツセンター競技場2及び競技場3の臨時休止期間の短縮について」ご説明いたします。

報告資料ナンバー2を御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用するため、港区スポーツセンターの競技場2及び競技場3の臨時休止期間の終了日を現在、令和4年9月30日までとしていましたが、ワクチン接種会場が勤労福祉会館へ移転することから、令和4年5月2日になることについて、ご報告いたします。

項番1「期間」でございます。競技場2の休止期間の変更後であります。令和3年8月1日から令和4年5月2日まで、競技場3については、令和3年9月1日から令和4年5月2日までです。

「短縮の理由」といたしましては、接種会場を勤労福祉会館に移転するためです。なお、勤労福祉会館については令和4年5月6日から接種を開始いたします。

項番3「告示日」は、令和4年3月24日でございます。

項番4「周知方法」ですけれども、既に区ホームページ、また港区スポーツセンターホームページ及び掲示により周知しております。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

## 3 寄付の受領について

○教育長 それでは、次に「寄付の受領について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日付教育委員会報告資料ナンバー3を御覧ください。「寄付の受領について」でございます。令和3年度の修了記念や周年記念として寄附の申出がありましたので、下記のとおり報告をさせていただきます。

まず、「令和3年度修了記念寄付について」でございますが、幼稚園が2件、小学校が1件ということで、大型絵本が幼稚園は合計5冊。芝浦小学校の案内板は1点ということで、記載のとおり受領をしております。

項番2ですけれども「令和3年度周年記念寄付について」でございますが、御成門小学校については、100万円を超えているということで、11月8日の定例会で報告をさせていただいており

ますけれども、そのほかには高陵中学校で学校銘板と横断幕ということで、合計は大体16万2,800円の寄附を受けております。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

#### 4 令和3年度MINATORIZUMダンスフェスタの結果について

○教育長 それでは、次に「令和3年度MINATORIZUMダンスフェスタの結果について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 「令和3年度MINATORIZUMダンスフェスタの結果について」報告をさせていただきます。資料を御覧ください。

項番1、本フェスタは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、行事等の制限が相次ぐ中、ダンスで笑顔になる人を増やすこと、児童に思い切り体を動かす楽しさを味あわせてあげたいという願いから、開催することといたしました。

項番2、令和4年3月5日土曜日に予定していたファイナルの発表会は、感染拡大に伴い中止といたしました。動画審査によるダンスフェスタとして、実施をさせていただきました。

項番3、今年度は港区内小学校10校32チーム、合計で208名の児童が参加してくれました。別紙に出場した全チームについて記載をさせていただいております。

項番4、最優秀賞の教育長賞に輝いたのは、港区立青南小学校「The SEINAN-Girls」となりました。本チームのダンス動画につきましてはご視聴いただけるよう、メールにて案内をさせていただいております。

項番5、審査員は3名で審査をしていただきました。審査は、「基礎力・熱意・個性・協力・構成」以上の5項目について行いました。各審査員が、各項目で10点満点、合計50点満点で採点をさせていただき、合計点で順位を決めさせていただきました。The SEINAN-Girlsは、エントリーがあった中で、33名という最も人数が多いチームでございました。

各審査員からは、次のようなコメントを頂きました。「大人数のチームですが、皆さんとても姿勢が良くダンスが美しいので一人ひとりの個性が伝わります」学芸大学の鈴木教授から。次が「音楽を大切にされた構成と、様々な人が活躍できる立ち位置の工夫がとても良かったです」これは今、板橋の方で教員をしておりますが、元御成門中学校の教員、岡本先生からのコメントです。最後、「皆で踊れる楽しさや元気あふれる様子が伝わってきて、見ている側もとても楽しく幸せな気持ちになれるパフォーマンスでした」ということで、REAL VOX様から頂きました。

令和4年度のMINATORIZUMダンスフェスタにつきましては、令和4年12月17日、土曜日に開催する予定でございます。第1回大会以上の参加チーム、参加人数が集まるよう学校の方にも周知、働きかけを行ってまいります。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

#### 5 令和3年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 それでは、次に「令和3年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 報告資料ナンバー5を御覧ください。令和4年2月3日木曜日に開催しました第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について、報告をさせていただきます。今回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面開催にて実施、開催をさせていただきました。本会議は年間3回予定をされており、今回が今年度最後の回となりました。

それでは、項番5を御覧ください。(1)報告事項です。

まず、「いじめに関する現状について」でございます。令和3年11月の「ふれあい月間」におけるいじめ調査の結果を報告いたしました。別添資料の1を御覧ください。令和3年11月のふれあい月間のいじめ調査におきましては、いじめと認知した件数は、合計で53件ございました。内訳は小学校50件、中学校は3件となります。2学期は行事も多く、集団行動が増えることや、1学期よりも児童・生徒同士の関係が深まっていること等の理由から、児童・生徒が周囲との折り合いのつけ方に戸惑いを感じるが多かったと推測されることから、委員からはいつでも誰にでも打ち明けられる環境づくりと周知を繰り返し行っていくことの重要性について、意見を寄せていただきました。

次に、報告事項2、「令和3年度港区子どもサミットの報告について」でございます。教育委員の先生方にもご出席いただきました子どもサミットにつきまして、委員の方からは、インターネットに関するルールを早急に策定したことは大変よかったというご意見や、子どもたちが自ら考え議論することで、意識が高まり理解も深まったといったご意見が寄せられました。また、今後策定したルールを効果的に運用していくことに期待をしていますという趣旨のご意見も頂きました。

続いて、報告事項3です。具体的な事例についてでございます。本事例はトラブルについて、学校と保護者とで見解が異なった場合という事例についてのものでございます。事例の詳細は、別添の資料3をご確認ください。本事案は、友達同士のトラブルに居合わせた当該生徒が、トラブルの当事者でないものの、トラブルの様子や今後の友達との関わりについて精神的な苦痛を感じ、学校を欠席するようになったというものでございます。

本件について、学校は生徒間トラブルと捉え指導を行ったところですが、当該生徒の保護者及び代理人が、本件はいじめであると主張しており、学校と保護者とで見解が異なったという事案になります。

委員からは、客観的な事実と主観的な視点を整理しながら、主観的な視点への理解、支援を行っていくことの重要性などについて、様々な意見が寄せられました。本事案のように、子どもたち一人ひとりに丁寧なケアやフォローをするとよいというご意見もありました。

引き続き教育委員会と学校関係機関が連携し、児童・生徒の心のケアに努めてまいります。

報告事項、最後4番になります。3学期における小学校及び中学校のいじめに対する取組についてでございます。委員からは特段のご意見はありませんでしたけれども、引き続き各学校においては、地域や保護者、関係機関と学校の取組状況、課題等について情報共有を行い、課題解決に向けた方策について協議する等、双方向の関係づくりに取り組んでまいります。

最後に（2）自由意見でございます。現状を鑑みコロナ禍の日常生活が長引いていることや、タブレット端末が1人1台配備された環境も相まって、いじめが潜在化して進行する危惧がある、といった今後の課題についても意見を頂きました。引き続き関係機関との連携を密とするとともに、共通理解の下、それぞれの立場からの被害児童・生徒及び保護者への関わりを通して、いじめ問題の解決を図ってまいります。

以上で、令和3年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

- 6 後援名義等の2月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 10 図書館の2月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の2月行事実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 13 みなと科学館の2月利用状況について
- 14 4月教育人事企画課事業予定について

○教育長 それでは、次に「後援名義等の2月使用承認について」から「4月教育人事企画課事業予定について」の以上9件の定例報告については、配布資料のとおりとさせていただきます。

各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これらの報告事項は、以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、特段の事情がなければ、今年度の教育委員会は、本日をもって終了という形



になります。この1年間も一言で言うと本当にコロナ。そういう状況の中で、子どもたちの学び、あるいは社会教育含めて、区民の皆さんの学びをどう保障していくか。あるいは、体力面についてもどう保障していくかという話になりましたけれども、では新年度収束するかというと、例えば昨日の感染者数も、今までは減少傾向だったのが増えてきているというところで、なかなか一気に収束しない状況がございます。ただ、我々がこの2年間の中で様々な知見も有してきた訳ですので、それを生かしながら港区の教育をさらに進めていきたいと考えております。

学校教育の部分で言えば、国際化理解の促進、あるいはGIGAスクール構想のさらなる進展。そして、環境教育、SDGsというふうな形の中で、子どもたちに早い段階から環境について考えてもらう。そして、何よりこのコロナ禍の中で、子どもたちの体力について心配している保護者の皆さんが多いですので、それについてという形で、この4点について、新年度は学校教育の中では、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

また、区民の皆さんからは、やはりこの時期に来てスポーツに対する需要、身近でスポーツができる環境ということで、どうしても学校の施設を使うような形、なかなか新しい土地を取得していくのは難しい状況がありますので、そこについて取り組んで行く。

あるいは、高輪築堤は利活用の部分で、区民の皆さんにいかに活用していくかという形で、課題は山積みの状況になります。人事異動もありまして、4月以降はまた新たな体制で臨むような状況になりますけれども、教育委員の皆さんと力を合わせてこれらの課題を一つ一つ解決して、さらに先に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第9回教育委員会臨時会を閉会といたします。

次回、定例会は4月11日月曜日、午前10時からの参集で開催の予定でございますので、日程の方をよろしくお願いいたします。

では、本日は皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博